仕　様　書

特　許　庁

１．件名

令和７年度知的財産保護包括協力推進事業（知的財産に関する日中共同研究調査）

２．調査研究事業の目的、必要性

我が国と深い経済的相互依存関係を有する中国は、世界の工場に加えて世界の市場として世界経済における存在感を増しており、今後も様々な分野において日系企業による一層の事業展開が見込まれる。日系企業の事業展開の前提として、中国における特許・商標・意匠等の産業財産権の迅速な権利化及び適切な保護が必要不可欠である。中国における特許等の出願件数は年々増加し、知財関連の訴訟件数も急増していることから、中国における知財保護の重要性は非常に高い。

中国の産業財産権制度は近年急速に整備が進んでいるものの、日本を含む他国との制度及び運用上の差異は依然として大きい。初歩審査のみにより付与される実用新案権や意匠権に基づく権利濫用や冒認商標問題、模倣品摘発などの権利執行に関する問題等、日系企業の中国における産業財産権の適切な保護に向けた課題の解決が急務である。

「知的財産保護包括協力推進事業（以下「本事業」という。）」では、日本と中国における法制度及び運用の相互理解を深め、我が国産業界の利益を適切に保護するべく、現地の知財関連機関と協力体制を整備し、産業財産権制度に関する共同研究を通じて改善提案をとりまとめ、その結果を共同研究調査報告書として編集することとする。

３．調査研究事業の内容

【事業概要】

事業者は、日中の政府機関や学術機関等と緊密に連携し、産業財産権制度・運用における課題の共同研究を行い、日中の有識者や政府機関関係者、ユーザー等の意見を踏まえつつ中国の産業財産権制度に対する改善提案を取りまとめて中国政府機関等への周知を行うとともに、その結果を共同研究調査の成果として日本国特許庁（以下、「当庁」という。）にフィードバックする。

そこで、本事業では少なくとも以下を実施すること。

（１） 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）の改善に資する日中の研究者による共同研究の実施

（２） 産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関や学術機関等の知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施

（３） 日本の研究者の中国への派遣及び日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施

（４） 産業財産権制度等に関する改善提案の取りまとめ（知的財産に関する日中共同研究調査報告書の作成）

【事業詳細】

上記（１）から（４）について詳細を説明する。

（１）産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）適正化に資する共

同研究の実施

事業者は、以下のとおり共同研究を実施すること。詳細は当庁担当者と相談のうえ、決定すること。

（１－１）共同研究テーマの設定

中国における権利の取得・行使に関して改善を要する課題を明らかにしたうえで、本事業における過去の研究テーマを参考にしつつ、共同研究のテーマを２つ設定すること。

（１－２）連携機関及び研究者の選定

研究テーマに応じ、中国政府機関・学術機関と連携して、中国の産業財産権法及び隣接法に関する豊富な見識と経験を有し、日本の産業界に資する改善提案を行うことができ、かつ、中国における法改正に深く関与することができる中国の研究者を中国側共同研究者として選定すること。

また、中国側研究機関及び研究者と良好な協力関係を構築しつつ、研究テーマに関連して日本をはじめとする主要国の産業財産権法及び隣接法に精通した日本の研究者を日本側共同研究者として選定すること。

中国側共同研究者を各テーマで３名以上、日本側共同研究者を各テーマで３名以上、選定すること。

参考：過去の研究者の所属機関
＜中国側＞中国社会科学院知識産権センター（北京市）
中南財経政法大学知識産権センター（武漢市）
＜日本側＞東京大学、北海道大学、筑波大学、明治大学、神戸大学　　等

（１－３）事務局機能

事業者は、共同研究の事務局として、共同研究に必要な研究者のサポートを行うこと。具体的には、本事業の実施方法やスケジュール等についての研究者への説明及び進捗管理、研究者が研究を効果的に進めるための助言、研究に必要となる研究テーマに関連する日中の法令や論文等の資料の入手や参考情報の提供（１－４）（２）（３）に従った会議開催にあたっての日時調整・会場やオンライン会議ツールの手配・宿泊や交通を含む参加者の参加手配・議事次第及び会議資料の作成・議事メモ作成等、研究者の共同研究成果及び改善提案の取りまとめに向けた原稿の確認や編集、翻訳、翻訳後の査読等を含む。その際、参加する研究者の経歴や業績を考慮し、研究の方向性及び進め方に関する研究者からの意見を踏まえて、実施に関する共通認識を得られるよう調整を図ること。

また、研究者や知財関係者等に対して謝金や旅費の支払いを行うこと。謝金の算定にあたっては受託事業者の謝金規程に従うこと。

（１－４）研究者会議の開催

共同研究中に日中の研究者が参加して行う研究者会議を少なくとも２回実施すること（原則として物理開催とするが、やむを得ない事情がある場合には、当庁担当者と相談のうえ、オンライン形式での開催も選択できることとする。オンライン形式であっても十分な成果が得られるように留意すること)。

研究者会議は日本・中国で少なくとも１回ずつ開催し、共同研究期間の中頃（目安として６～１０月頃）に日本（東京）において１回開催（８時間程度)、終盤（目安として１２月～１月頃）に中国（北京）において１回開催（２時間程度）すること。開催にあたっては、原則として、日中の研究者が全員出席すること。また、開催案内は事業者が行うこと。

日本で開催される研究者会議では、研究者から研究の進捗に応じて報告を行うとともに、課題に関する理解を深めるための議論を行うこと。その際、多様なインプットを行って課題抽出や改善提案の検討に資するよう、日中の有識者やユーザー（出願人・弁理士等）（研究者以外の日中それぞれ２名程度）による、それぞれの研究テーマに関連した講演も含めること。その他、必要に応じて研究テーマごとの議論の時間を設けるなど、効果的・効率的な会議運営とすること。

中国で開催される研究者会議では、抽出した課題及び検討している改善提案に関し、研究の取りまとめに向けた議論を行うこと。必要に応じて研究テーマごとの議論の時間を設けるなど、効果的・効率的な会議運営とすること。

研究者間の円滑な意思疎通や効果的な会議運営を担保するため、資料及び通訳の準備は特に重要である。会議で用いられる資料は日本語及び中国語の両方で作成し、専門性が要求される法令及び技術に関する翻訳の正確性にはとりわけ留意すること（研究者会議資料は、研究テーマによるが、概ね発表者（日中の研究者及び講演者）あたりの平均で２０～３０スライド程度)。また、会議は原則として日中同時通訳にて行い、翻訳同様に通訳の正確性が十分担保できるよう配慮すること（後述のテーマ別議論を行う場合など、極めて専門的かつ詳細な議論を行うためにより正確な通訳が必要となる場合等には、当庁担当者と相談のうえ、逐次通訳の使用も可能とする)。

また、開催場所は国際会議の設備（通訳ブース、同時通訳用機器（少なくとも３０台等)）と経験を十分に有し、安全に配慮された日本語及び中国語での対応が可能な会場とし、少なくとも３０名を収容可能な会議場を確保すること。

参考：過去の開催場所

・R6 年度：TKP 市ヶ谷（日本)、長富宮飯店（中国）

研究者会議の開催に伴う経費（日中の研究者および講演者等の謝金、旅費・宿泊費、研究者会議のための会場費等）は、受託事業者の負担とする。

会議を運営する際には、別紙１「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

（１－５）共同研究の改善提案の作成

研究内容を踏まえ、研究者に中国における法制度に関する改善提案を作成させること。改善提案の作成は、研究テーマに沿った内容で研究者ごとの論文形式とすること。

（２）産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関・学術機関等の知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施

日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）の中国法制度及びその運用に関する意見や要望を中国知財関係者へ直接伝えて共通理解を促進するとともに、共同研究における課題の発見、改善提案の作成に役立てるため、中国における産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する政府機関・学術機関等の知財関係者を日本へ招へいし、日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）と意見交換を実施すること。

意見交換は１回以上行い、少なくとも１回は日本（関東近郊）での物理開催（８時間程度）とする。意見交換は、原則、会議形式の意見交換とし、日本の有識者やユーザー（出願人、弁理士等）からの講演（２名程度）と、講演内容に関する議論を行うこと。また、意見交換の充実化のため、必要に応じて会議形式の意見交換に加え、訪問形式の意見交換を行っても良い。訪問形式の意見交換は、日本ユーザーの知財実務に関する理解向上のため、関東近郊の企業訪問等の形態で行うこと（やむを得ない事情がある場合には、当庁担当者と相談のうえ、オンライン形式での開催も選択できることとする。オンライン形式であっても十分な成果が得られるように留意すること）。

中国から招へいする知財関係者は、原則として中国側共同研究者とする。また、必要に応じて、意見交換の充実化を図るために、研究テーマに関連した知見を有する者を講演者等として招へいしてもよい。

日本側の有識者及びユーザー等は、中国において日系企業が直面する（しうる）課題等について深い知見と経験を有する者とし、日本側共同研究者に加え、会議形式の意見交換に参加する者として２機関（合計１０～２０名）程度を選定すること。また、訪問形式の意見交換を実施する場合は、日中の研究者に加え、１機関（原則として民間企業。対応者１～１０名）程度を参加させること（３時間程度）。

意見交換会の開催に伴う経費（日中の研究者、有識者及びユーザー等の謝金、旅費・宿泊費、意見交換会のための会場費等）は、受託事業者の負担とする。

参加者間の円滑な意思疎通や効果的な会議運営を担保するため、資料及び通訳の準備は特に重要である。意見交換で用いられる資料は日本語及び中国語の両方で作成し、専門性が要求される法令及び技術に関する翻訳の正確性にはとりわけ留意すること（意見交換会資料は、研究テーマによるが、概ね発表者（日中の研究者及び講演者）あたりの平均で３０～４０スライド程度）。また、意見交換は原則として日中同時通訳にて行い、翻訳同様に通訳の正確性が十分担保できるよう配慮する

こと（極めて専門的かつ詳細な議論を行うためにより正確な通訳が必要となる場合等には、当庁担当者と相談のうえ、逐次通訳の使用も可能とする）。

また、会議形式の意見交換の開催場所は国際会議の設備（通訳ブース、同時通訳用機器（少なくとも５０台）等）と経験を十分に有し、安全に配慮された日本語及び中国語での対応が可能な会場とし、少なくとも５０名を収容可能な会議場を確保すること。

参考：過去の開催場所

・R6 年度：ビジョンセンター品川（東京開催）

共同研究における課題抽出と改善提案の作成に資するよう、効果的かつ効率的な参加者の選定及び実施を行うこと。

会議を運営する際には、別紙１「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

（３）日本の研究者の中国への派遣及び日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施

本事業を通じて見出された課題及び改善提案について中国側へ広く周知し、中国の法制度及び運用の改善に向けた議論を行うため、日本側共同研究者を中国へ派遣し、日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換を実施する。

意見交換は１回以上行い、少なくとも１回は中国北京での物理開催（１３時間程度）とし、必要に応じて関係機関等への訪問形式の意見交換も実施する。（やむを得ない事情がある場合には、当庁担当者と相談のうえ、オンライン形式での開催も選択できることとする。オンライン形式であっても十分な成果が得られるように留意すること）。

参考：過去の開催場所

H31/R1 年度：ケリーホテル

H30 年度：長富宮飯店

意見交換には、日中の共同研究者に加え、中国における産業財産権及び隣接法を所管する、もしくは、その執行・改正等に関わる行政機関、司法機関、及び、研究機関（大学を含む）等の関係者を参加させること（２０名～３０名程度）。

意見交換では原則として共同研究の成果をそれぞれの研究者から発表し、出席者と議論を行うことで、日中の研究者による共同研究成果の取りまとめに向けた最終的なフィードバックとする。

参加者間の円滑な意思疎通や効果的な会議運営を担保するため、資料及び通訳の準備は特に重要である。意見交換で用いられる資料は日本語及び中国語の両方で作成し、専門性が要求される法令及び技術に関する翻訳の正確性にはとりわけ留意すること（意見交換会資料は、研究テーマによるが、概ね発表者（日中の研究者）あたりの平均で３０～４０スライド程度)。また、意見交換は原則として日中同時通訳にて行い、翻訳同様に通訳の正確性が十分担保できるよう配慮すること（極めて専門的かつ詳細な議論を行うためにより正確な通訳が必要となる場合等には、当庁担当者と相談のうえ、逐次通訳の使用も可能とする)。

また、意見交換の開催場所は国際会議の設備（通訳ブース、同時通訳用機器（少なくとも５０台）等）と経験を十分に有し、安全に配慮された日本語及び中国語での対応が可能な会場とし、少なくとも５０名を収容可能な会議場を確保すること。

意見交換会の開催に伴う経費（日中の研究者、中国の行政機関、司法機関、研究機関関係者等の謝金、旅費・宿泊費、意見交換会のための会場費等）は、受託事業者の負担とする。

共同研究における課題抽出と改善提案の作成に資するよう、効果的かつ効率的な参加者の選定及び実施を行うこと。

会議を運営する際には、別紙１「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

（４）産業財産権制度等に関する改善提案の取りまとめ（知的財産に関する日中共同研究調査報告書の作成）

事業者は、研究者が執筆した共同研究の成果を、知的財産に関する日中共同研究調査報告書（日本語版、中国語版）として取りまとめる。その際、事業者は、共同研究の成果を集約し、研究テーマそれぞれについて、中国法制度及び運用の改善方策に関する方向性を記載すること。

報告書は研究者が執筆した言語のものを原本とし、対応する日本語あるいは中国語訳を仮訳とし、それぞれの言語をまとめて日本語版及び中国語版とすること。

専門性が要求される法令及び技術に関する翻訳の正確性には十分留意すること。

参考：過去の報告書

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/

R5 年度：日本語 201 頁（文字数約 25 万字)、中国語 165 頁(文字数約 19 万字)

R4 年度：日本語 227 頁（文字数約 28 万字)、中国語 191 頁(文字数約 22 万字)

令和８年３月３１日（火）までに電子媒体（原則として CD-R または DVD-R で 3 部）で納入する。報告書の様式等については、当庁担当者と協議すること。

４．想定している事業スケジュール

	令和7年度									令和8年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ設定												
連携機関及び研究者選定												
共同研究進捗管理												
研究者会議（日本）												
日本有識者・ユーザー意見交換												
研究者会議（北京）												
中国政府機関等意見交換												
報告書取りまとめ												

５．事業実施体制

東京都内又はその近郊に事業拠点を設け、当庁担当者の指示に迅速に対応できる体制を確保し、経理等を適正に管理・執行できる体制を確保すること。

本事業において事業者には、日中の産業財産権制度に関する高度な専門知識及び最新の知財情勢を踏まえた課題の設定、日中間の法制度及び共同研究に理解を有し中国における法改正に深く関与することができる研究者の選定、中国側関係者と共同研究の進行や意見交換等の実施を円滑に行うための中国語でのコミュニケーション、共同研究の進捗管理、日本のユーザーに資する中国の産業財産権制度に対する改善提案の作成と取りまとめ等を円滑かつ効率的に行うことが求められる。以上を踏まえて、本事業を実施するうえで必要な知識・経験・人脈を十分有した研究員等（３名以上）を配置するなど、体制の整備を行うこと。

６．事業期間

契約日から令和８年３月３１日（火）まで

７．情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

1）受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、特許庁（以下「当庁」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対

策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙２））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。
なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

2) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18･03･22 シ第１号)」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18･03･24 シ第１号)」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和５年度版)」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

3) 受託者は、当庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

4) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

5) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

6) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

7) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当庁外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

8）受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

9）受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

10）受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

11）受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

12）受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

13）受託者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP)」のISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

14）受託者は、前 2 項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用】

15）受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウ

ェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。 また、以下を含む対策を行うこと。

(a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。

(b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。

(c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。

(d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。

(e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、ＯＳ、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

・サービス開始前および、運用中においては年１回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16）受託者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、ＨＴＭＬソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提

供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（ＧＰＫＩ）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのＯＳ、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をＯＳ、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

17）受託者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

８．機密情報を取り扱う場合

（１）情報管理体制

①受託者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、注文者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、契約業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、特許庁が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

（２）履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

９．その他

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、別紙１「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

１０．納入物

（１）日中共同研究調査報告書の電子データ及び報告書の図表の元となっている数値の電子データ（Excel ファイル等の二次利用可能な形式）を記録した媒体

知的財産に関する日中共同研究調査報告書として、共同研究事業及び基礎調査に関する内容及び事業に関する資料（確定検査に関するものを除く。）に係る内容をまとめたものを作成し、電子媒体で納入すること。

日中共同研究調査報告書及び研究に用いた統計データ等の電子データを記録した媒体の仕様は以下のとおりとする。

① 電子データは、内容及び体裁を調査報告書と同一とすること。
② 電子データのファイル形式は、以下の 2 種類とし、これらを同一の媒体に区別して格納すること。
・Microsoft の Word 形式、Excel 形式、PowerPoint 形式
・Adobe の PDF 形式
③ 媒体は、1 枚の CD-R または DVD-R とすること。
・以下 2 つのデータを格納した公表用 DVD-R 等
(1) 報告書の電子データ（報告書の二次利用未承諾リストの納品を行う場合には、報告書と二次利用未承諾リストを結合した電子データ）（PDF ファイル）
(2) 報告書中の図表の元となっている数値の電子データ（エクセルファイル等の二次利用可能な形式）

上記報告書の元となっている数値の電子データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、特許庁以外の第三者の知財権が関与する内容を含まないものとすること。

１１．納入期限

令和８年３月３１日（火）

ただし、納入物の電子データについては、令和８年３月２４日（火）までに当庁担当者から内容確認を受けること。

１２．納入場所

特許庁総務部国際政策課

１３．課室情報セキュリティ責任者

特許庁総務部国際政策課長　　松下　公一

１４．情報セキュリティ担当者

特許庁総務部国際政策課国際班長　　高橋　智大

１５.特許庁担当者

総務部国際政策課多国間政策第二班　生駒　勇人

川添　康一郎

ただし、１３．～１５．については、人事異動等があった場合には、新たな職員が担当する。